

第2号様式
(第10条関係)

(文書指摘)

是正又は改善を要する事項

監査担当者 係長 大島 健志
主事 泉田 賢

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	久之浜児童クラブ 久之浜児童クラブ虹、久之浜児童クラブスマイル	
監査実施年月日	令和6年2月29日(木)	
事項	内 容	根 拠
運営規程に定める開所時間について	<p>土曜日の開所時間について、運営規程では午前7時30分から午後5時までと規定しているが、6月3日(土)について、開所している時間は午前9時～午後0時30分であった。</p> <p>同様に、6月10日(土)、17日(土)、24日(土)についても、運営規程に定める開所時間を満たしていなかった。</p> <p>運営規程で定めている開所時間を満たしていない場合は、開所日とすることはできない。</p>	<p>いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条 放課後児童クラブ運営指針第4章3(1)</p>